

社援発 1217 第 1 号
令和 2 年 12 月 17 日

都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令の施行等について (通知)

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令 (令和 2 年厚生労働省令第 201 号) については、本日付けで別紙のとおり公布され、令和 3 年 1 月 1 日より施行されることとされたところである。

改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、十分御了知の上、関係機関、管内市町村、事業者等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第一 改正の趣旨

社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和 62 年法律第 30 号。以下「法」という。) 附則第 3 条第 1 項に規定する認定特定行為業務従事者が、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則 (昭和 62 年厚生省令第 49 号。以下「規則」という。) 附則第 8 条の 2 各号に規定する欠格事由に該当するに至った場合の届出については、法附則第 4 条第 1 項に規定する認定特定行為業務従事者認定証の添付を必要としていたところ、手続適正化の観点から、規則附則第 8 条の 2 について、所要の改正を行うもの。

第二 改正の内容

規則附則第 8 条の 2 の規定に基づく認定特定行為業務従事者の死亡等に係る届出について、同条第 1 号に掲げる「死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合」を除き、認定特定行為業務従事者認定証の添付を不要とする。